

# 新規申込(二次採用) について

## 奨学金制度の概要

奨学金の種類	高等教育の修学支援新制度 (給付型奨学金+授業料等減免)	第一種奨学金(貸与型・無利子) 第二種奨学金(貸与型・有利子)
申込資格	住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生または扶養する子どもが3人以上いる多子世帯の学生で修学意欲のある者、人物・学力・家計について基準に照らして採用	特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学困難な者(外国人留学生を除く)かつ人物・学力・家計について基準に照らして採用
対象学年	学部生1~4年生	
成績基準	給付奨学金案内(以下「給付案内」)P.8参照	貸与奨学金案内(以下「貸与案内」)P.11参照

### 多子世帯について

令和7年度から多子世帯(生計維持者が扶養している子の数が申込者本人を含めて3人以上である世帯)の学生等については、所得制限なく、大学の授業料・入学金が国の定める一定額まで無償となりました。成績基準や家計基準の審査は高等教育の修学支援新制度の給付奨学金と同じになります。以下のとおり給付奨学金と同じ手続きの準備をしてください。



大学HP・高等教育の修学支援新制度



成績基準

**申込手続きの流れ・スケジュール** ※【11月採用】=初回振込日が11月11日(火)、【12月採用】=初回振込日が12月11日(木)

「貸与案内」、「給付案内」をよく読み、01~05の流れに沿って学生本人が手続きをしてください。



以下の表をよく確認し、所属キャンパスごとに指定された期間・場所に申込書類を提出してください

提出書類 ○…必須 △…該当者のみ ×…不要

種類	①在学採用準備 チェックシート	②授業料等減 免申請書	③出身高校の調査書 または高認試験の 合格証明書	④新たに生まれた子 等の数の申告書	⑤その他証明書類
内容	スカラネット入力下書き用紙の中で審査に影響する項目をピックアップした書類	授業料減免を申し込むために必要な書類	高校時代の評定成績が記入された証明書(卒業見込や成績証明書は不可)	令和6年1月1日~令和7年3月31日に新たに生まれた子等がいる場合に必要書類	在留資格確認や生計維持者が海外居住している場合などに必要な書類
対象者	全員	給付申込のみ	1年生のみ	該当者のみ	該当者のみ
給付	○	○	○	△	△
貸与	○	×	○	△	△

※給付と貸与を同時に申し込む場合、書類は1部のみご用意ください。

※提出書類や手続きに不備がある場合、大学から学生本人や生計維持者に電話をすることがあります。

※学生本人及び生計維持者の2024年(1月1日~12月31日)の収入に基づく2025年度の住民税情報によって、家計基準および多子世帯の判定が行われます。ただし、例えば生計維持者の死別や離婚等、税情報に反映されない時期に扶養の異動があった場合についても、公的機関による証明により「扶養する子」として取り扱われる場合がありますのでご相談ください。

※①、②、④は記入例を参照して作成してください。

# 01

## 申込書類の 準備・提出

- 提出期間： **11月採用** **9月 16日(火)・17日(水)**  
**12月採用** **10月 2日(木)・3日(金)**

- 提出先：東松山キャンパス 5号館 Mホール (時間:12時30分～13時00分)  
板橋キャンパス 1号館0407教室 (時間:12時30分～13時00分)

※「奨学金確認書兼地方税同意書」を会場で配布します。

### ①ユーザーID・パスワードの受取

申込書類に不備がなかった方には、順次、DBポータル等を通じて「スカラネット(申込専用ホームページ)」入力時に必要なユーザID・パスワードが通知されます。

### ②スカラネット入力

記入済みの「スカラネット入力下書き用紙」をもとに申込情報を入力してください。

- (1) DBポータルで送付するURLを参照し、スカラネットにアクセスする。
- (2) 「奨学金の新規申込・進学届」→「在学採用の申込」→「大学等」を選択→受け取ったIDパスワードを使用する。
- (3) 奨学金学種(学校)・申込の選択で「(1)定期採用(1次又は2次)給付奨学金・貸与奨学金」を選択する。
- (4) 奨学金確認書兼地方税同意書記載の申込IDとパスワードを入力する。

### ③マイナンバー提出(入力)

②の入力後、学生本人と生計維持者の全員について、マイナンバー提出等の手続きを行ってください。

- 入力内容の送信後に表示される受付番号は、記録しておいてください。

- 入力期限：**11月採用** **9月 24日(水)厳守** **12月採用** **10月 12日(日)厳守**

「奨学金確認書兼地方税同意書」を提出専用封筒(黄緑色・長3サイズ)を使用し、**簡易書留**で郵送してください。

- 11月採用** **9月 30日(火)必着** **12月採用** **10月 31日(金)必着**

- 学生本人および生計維持者の2024年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2025年度の住民税情報により算出された貸与額算定基準額によって、家計基準および多子世帯の判定が行われます。
- 期限までに提出されない場合、採否結果が遅れる恐れがあります。

**DBポータルを通じて提出可否を以下の日にちに通知します。**提出が必要となった方は、以下の期限までに通知に添付された学修計画書を作成し、提出してください。

- 11月採用** **9月 19日(金)通知** ▶ 提出期限 **9月 24日(水)必着**

- 12月採用** **10月 7日(火)通知** ▶ 提出期限 **10月 12日(日)必着**

- 採否結果：**11月採用** **11月 11日(火)** **12月採用** **12月 11日(木)**  
(DBポータル)

- 日本学生支援機構の審査状況によっては選考保留となる場合があります。
- ポータル内で採用者説明会の有無や配布書類についてご案内します。

# 02

## スカラネット/ マイナンバー 入力

# 03

## 「奨学金確認 書兼地方税 同意書」 提出(郵送)

# 04

## (対象者のみ) 学修計画書 提出

# 05

## 採否結果

## その他注意事項

### 重要① 継続審査について

#### 高等教育の修学支援新制度〈多子世帯支援含む〉

#### 適格認定（家計）

日本学生支援機構が毎年、申込時に提出済のマイナンバーで取得した学生本人と生計維持者の住民税情報をもとに、支援区分の見直しを行います。見直しの結果、10月分からの給付奨学金や授業料の減免額が変更となったり、支援自体が停止となる場合があります。

#### 適格認定（学業成績等）

大学が毎年度末、当該年度の学業成績等に基づき、支援の継続可否の判定を行います。判定の結果、支援が打ち切られるほか、著しく学業成績等が不良だった場合には給付奨学金の返還や減免を受けた授業料の返還を求められる場合があります。

#### 貸与奨学金〈第一種奨学金・第二種奨学金〉

#### 適格認定

毎年12月頃に、学生本人から、次年度も奨学金の貸与を希望するか否か等を日本学生支援機構に届け出る必要があります。（手続き方法など詳細は、別途ご案内します。）その後、大学にて、継続を希望する方を対象に当該年度の学業成績等の基準により判定を行い、「廃止」に該当した場合は貸与が打ち切られます。

### 重要② 学費の納入について

#### 高等教育の修学支援新制度〈多子世帯支援含む〉

2025年度後期学費の納入金額は、採否結果により異なります。金額決定後に納入していただくため、納入はせずに採否結果の判明までお待ちください。（納入期限は別途お知らせします。）

※「学費延納願」は提出不要です。（2025年度後期学費）

※後期学費をすでに納入されている方が採用された場合、授業料等減免額相当分を還付します。

※不採用だった場合は、9月上旬に送付されている学費振込用紙にて納入してください。

※本制度は「授業料のみ」が減免の対象です。（教育充実費、諸会費等は納入する必要があります。）

※選考に時間がかかり採否結果が判明する前に納入期限が到来する方は、除籍となる恐れがあるため、一旦、後期学費(全額)の納入をお願いする場合があります。採否結果及び採用後の支援区分に関わらず、学費納入のご準備をお願いします。

### 重要③ 併給調整について (高等教育の修学支援新制度と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合)

「高等教育の修学支援新制度」と併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、高等教育の修学支援新制度の支援区分に応じて第一種奨学金の貸与月額が、減額または増額となります《併給調整》。日本学生支援機構にて精算処理ができない場合は、返金手続きを行っていただきます。

#### 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

##### ①多子世帯支援拡充の対象者でない場合

「高等教育修学支援新制度」 支援区分		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分		0円	0円
第Ⅱ区分		0円	0円
第Ⅲ区分		21,700円 (20,000円、30,300円)	19,200円
第Ⅳ区分	多子世帯	0円	0円

※生活保護を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、カッコ内の金額となります。

##### ②多子世帯支援拡充の対象者である場合

「高等教育修学支援新制度」 支援区分		自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分(多子世帯)		0円	0円
第Ⅱ区分(多子世帯)		0円	0円
第Ⅲ区分(多子世帯)		0円	0円
第Ⅳ区分(多子世帯)		0円	0円
多子世帯※		0円	5,600円

※多子世帯に該当する者は、給付奨学金は支給されませんが、授業料等減免の支援により、利用可能額が調整されます。所得にかかわらず、資産額が5,000万円以上3億円未満であることにより授業料等減免のみの支援となる者も同額となります。

**問合せ先** 質問・相談は学生本人が行ってください。

東松山学生支援課 (東松山キャンパス所属学生) : 電話 0493-31-1509

学生支援課 (板橋キャンパス所属学生) : 電話 03-5399-7317 ※いずれも平日9:00~11:20 /12:20~17:00

マイナンバー提出書類に関するお問合せは、マイナンバー専用コールセンターへお問い合わせください。

電話 0570-001-320 ※平日9:00~18:00